別記様式第八（甲の２）

|  |
| --- |
| 登　録　（　及　び　許　可　）　申　請　書  令和　　年　　月　　日  　　九州地方整備局長　　殿  　 　　申請者　住　所          　　　別紙のとおり河川法第23条の２の登録（及び第　　条の許可）を申請します。 |

別記様式第八（乙の１の２）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （水利使用）  １　河川の名称  　２ 発電施設の名称及び位置  ３　従属元水利使用の許可を受けた者等  　４　取水口、注水口又は放水口の位置  　５　取水量等  　６　水利使用の期間  　７　工期  　８　工作物及び土地の占用 | | | | | | | | | |
|  | 名称又は種類 | 又は占用の場所 | |  | | 占 用 面 積 | | 摘　　　　要 |  |
|  |  | |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  | |  |
| ９　土地の掘さく等 | | | | | | | | | |
|  | 種　　　　類 | | 場　　　　所 | | 土 地 の 面 積 | | 摘　　　　要 | |  |
|  | |  | |  | |  | |
|  | |  | |  | |  | |
|  | | | | | | | | | |

備考

１ 「従属元水利使用の許可を受けた者等」については、登録に係る流水の占用に係る発電のために利用する法第23条の2に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。

　イ 法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏

名）

ロ 令第14条の２に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称

２ 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。

(2) 最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。

(3) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。

(4) その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

３ 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占用面積を記載すること。

(2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。

４ 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。

(2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。

５　登録又は許可を受けた事項の変更の登録又は許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載

し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

添付書類

１ 申請者が法第23条の４第１号から第３号までに該当しないことを誓約する書面

２ 次に掲げる者の同意書の写し

イ 申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用について法第23条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者

ロ 申請者と当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する令第14条の２に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者

３ 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

４ 当該申請に係る流水の占用に係る発電のために利用する流水の占用に関する法第２３条の許可に関する次に掲げる事項を記載した書面

イ 水利使用の目的

ロ 許可水量

ハ 許可期間

ニ 取水口又は注水口の位置

ホ 許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件

５ 工作物の新築、改築又は除却（以下「新築等」という。）を伴う水利使用に関する法第23条の２の登録の申請にあっては、河川法施行規則第11条第２項第２号の表に掲げる図書（法第26条第１項の許可の申請 が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

６ 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において工作物の新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

７ 工作物の新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

８ 河川法施行規則第39条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時 に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

９ その他参考となるべき事項を記載した図書